

## 基本目標4 被害者を迅速安全に保護する体制の整備

### (1) 一時保護体制の充実

#### 現状と課題

県DVセンターは、被害者の保護に対応する施設として、中心的役割を果たしています。

被害者に被害が及ぶことを防ぐための緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行っています。また必要に応じ、一時保護委託や、都道府県域を超えた保護も実施しています。

被害者本人や同伴する家族のおかれている状況を勘案し、関係機関と緊密な連携を図り、速やかに、被害者及び同伴する子どもを加害者の追及から保護することが必要です。

#### 具体的な取り組み

- 夜間休祝日を含めた24時間体制での緊急的一時保護への対応
- 県DVセンターのバリアフリー化、防犯設備の整備
- 社会福祉施設への一時保護委託の実施
- 被害者及び同伴する子どもを加害者から保護するため、警察署との連携による警備体制の強化
- 都道府県域を超えた保護の実施

## (2) 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

### 現状と課題

被害者及び同伴する子どもは心身ともに傷ついていることが多く、県DVセンターは、一時保護の受入れにあたっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるように安全な体制を整備することが必要です。

平成16年及び平成19年の改正DV防止法において、同行する未成年の子どもや親族等についても、接近禁止命令が発令可能となったことをふまえ、DVセンターは、県警本部及び学校や保育所等に必要な情報を提供し、子どもや親族等が加害者から追求されないよう連携・調整を図っていくことが必要です。

また、被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の国籍や障害の有無を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受ける等、被害者の人権に配慮した対応が求められます。

警察は、被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対し必要な助言、指導を行い、加害者に対しても裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は速やかに対応し、暴力の未然防止に努めます。

### 具体的な取り組み

- DVセンター、警察、福祉事務所等の連携による被害者への迅速、適切な安全確保と保護
- 被害者の安全確保のため、保護命令制度等の情報提供と地裁等への同行などの支援
- 同伴する子どもを加害者から守るため、DVセンターにおける学校、保育所等との連携
- 心理担当職員による心のケア
- 被害者及び同伴する子どものカウンセリングによるケア
- 警察による保護命令時の加害者への指導等
- 被害者から援助の申し出を受けた場合、法令に基づき警察本部長等による援助を実施
- 被害者の個人情報扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底
- 外国人、障害者等の人権を尊重した対応の徹底  
通訳(母国語、点字、手話)の確保 関係機関への同行  
社会福祉施設、地域包括支援センター、福祉事務所等の福祉担当部局との連携